

南九長第 24020 号  
令和 6 年 3 月 19 日

介護予防・生活支援総合事業サービス事業所  
管理者 様

南九州市長 塗 木 弘 幸  
( 公 印 省 略 )

基準型訪問介護サービス，基準型通所介護サービス，緩和型デイサービスの利用対象者について（依頼）

日頃より本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき，厚くお礼申し上げます。

標記の件について，今般，別紙のとおり取扱いを見直し，統一いたしますので，御了知の上，関係者へ周知徹底を図るとともに，取扱いにあたっては遺漏のなきようお願い申し上げます。

**【お問い合わせ先】**

〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地  
南九州市 長寿介護課 介護保険係 野妻  
TEL 0993-56-1111（内線 4157）

## 別紙

### ◎事業対象者がサービス利用する場合の取扱いについて

#### (経緯)

チェックリストを実施し事業対象者となった者について、利用するサービス種別及び回数に、「過去に要支援認定を受けたことがあるか」ということが判断要件の一つとなっている状況である。

#### (令和6年3月31日まで)

過去に要支援認定を受けたことがない方が事業対象者となった場合は、緩和型のサービスのみ利用可能、基準型のサービスを希望する場合は、一度要支援認定を受けた場合のみ利用可能。利用回数についても、要支援状態区分に応じ回数を決めている。

#### (令和6年4月1日以降)

事業対象者となった者については、(過去に要支援認定を受けたことがあるかということとは関係なく)緩和型・基準型双方のサービスを利用可能とし、サービス種別及び回数については、アセスメントに基づくケアマネジャーの判断によるものとする。